

平成16年2月5日

各位

会社名 株式会社ナカノコーポレーション  
代表者名 取締役社長 大島 義和  
(コード番号 1827 東証・大証1部)  
問い合わせ先 常務取締役経理部長 堀江 怜

### 第三者割当増資（優先株式発行）に関するお知らせ

当社は、平成16年2月5日開催の取締役会において、既に公表しております総額28億円の優先株式の発行について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 第 種優先株式発行要領

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 種類株式の名称     | 株式会社ナカノコーポレーション第 種優先株式<br>(以下「第 種優先株式」という。)                   |
| (2) 発行株式数       | 5,600,000株  |
| (3) 発行価額        | 1株につき500円   |
| (4) 発行価額の総額     | 2,800,000,000円  |
| (5) 資本組入額       | 1株につき250円   |
| (6) 資本組入額の総額    | 1,400,000,000円  |
| (7) 申込期日        | 平成16年3月29日(月曜日)   |
| (8) 払込期日        | 平成16年3月30日(火曜日)   |
| (9) 配当起算日       | 平成16年3月31日(水曜日)   |
| (10) 発行方法       | 第三者割当ての方法により、株式会社東京三菱銀行に3,800,000株、三菱信託銀行株式会社に1,800,000株割当てる。 |
| (11) 継続保有に関する事項 | 該当なし  |
| (12) 優先配当金      |   |

当社は、利益配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)または第 種優先株式の登録質権者(以下「第 種優先登録質権者」という。)に対し、普通

株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき下記(イ)に定める額の利益配当金(以下「第 種優先配当金」という。)を支払う。

(イ) 優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の1株あたりの発行価額(500円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の配当率(以下「第 種優先配当率」という。)を乗じて算出された額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から当該営業年度の終了日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が50円を超える場合は、第 種優先配当金の額は、50円とする。

第 種優先配当率は、平成16年3月31日以降、次の配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記の算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当率} = \text{日本円TIBOR(6ヶ月物)} + 1.00\%$$

「配当率修正日」は、平成16年3月31日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、初年度は平成16年3月31日(配当起算日)、次年度以降は各配当率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいうものとする。配当率修正日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)またはこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて配当を行わない。

(13) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき500円を支払う。

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(14)買受けまたは消却

当社は、法令の定めにしたがって、株主へ配当すべき利益をもって第 種優先株式の全部または一部を買い受け、これを消却することができる。

(15)償還請求権

第 種優先株主は、平成23年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「償還請求可能期間」という。)において、毎営業年度に、前営業年度における配当可能利益の2分の1に相当する金額を上限として、第 種優先株式の全部または一部を1株につき500円にて償還するように請求することができ、当社は、法令の定めにしたがって、配当可能利益の範囲内において、償還手続を行うものとする。

(16)強制償還

当社は、平成23年4月1日以降いつでも第 種優先株主または第 種優先登録質権者の意思にかかわらず、第 種優先株式の全部または一部を償還することができる。償還価額は、1株につき500円に第 種優先株式配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還の日までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)とする。

(17)議決権

第 種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(18)株式の併合または分割

当社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

(19)新株引受権等の付与

当社は、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(20)転換予約権

第 種優先株主は、下記の条件にしたがって、その保有する第 種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換を請求することができる期間

第 種優先株式の転換を請求することができる期間は、平成19年4月1日から平成39年3月31日までとする。

(ロ) 転換の条件

第 種優先株主は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)から(c)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成19年4月1日における時価とする。ただし、当該価額が47円を下回る場合は、47円とする。

上記の時価とは、平成19年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平

均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成20年4月1日以降、毎年4月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、各時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記の計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額(ただし、下記(c)により調整される。)の150%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額(ただし、下記(c)により調整される。)をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額} \\ & \text{既発行普通株式数} + \\ & \hspace{15em} 1 \text{株あたりの時価} \\ \text{調整後転換価額} = & \text{調整前転換価額} \times \\ & \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数} \end{aligned}$$

- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日と

する場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後転換価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。

上記に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記 ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記 または で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数から控除される。

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### (八) 転換により発行すべき普通株式数

第 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す 第 種優先株主が転換請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額  
べき普通株式数 =

転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ニ) 転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

三菱信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書および第 種優先株式の株券が前述(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しないものとする。

(ト) 転換後第1回目の配当

第 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求または下記(21)に記載する一斉転換がなされたときに属する営業年度の初めに転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21) 普通株式への一斉転換

平成39年3月31日までに転換請求のなかった第 種優先株式は、平成39年4月1日(以下「一斉転換日」という。)をもって、第 種優先株式1株の払込金相当額を、普通株式の時価で除して得られる数の当社の普通株式に転換される。上記の時価とは、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下「一斉転換価額」という。)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、一斉転換価額が下限転換価額を下回る場合には下限転換価額をもって、また、当該時価が上限転換価額を上回る場合には上限転換価額をもって、一斉転換価額とする。ただし、転換価額が一斉転換日までに上記20(c)により調整された場合には、一斉転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(22)優先順位

当社の発行する各種の種類株式の優先配当金および残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(23)上記各項は、各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

## 2. 増資の理由および資金使途

(1)増資の理由

自己資本の充実および財務基盤の強化を図るものです。

(2)資金使途

借入金の返済に充当する予定であります。

### 3. 割当先の概要

割当予定先の氏名または名称		株式会社東京三菱銀行		
割当株数		第 種優先株式 3,800,000株		
払込金額		第 種優先株式 1,900,000,000円		
割当先に関する事項	住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		
	代表者の氏名	頭取 三木 繁光		
	資本の額（平成15年3月28日現在）	871,973百万円		
	事業の内容	銀行業		
	大株主（平成15年3月31日現在）	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（100.0%）		
割当先と当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	- 株（-%）（平成15年12月24日現在）	
		割当先が保有している当社の株式の数	普通株式 3,295,499株（4.78%）（平成15年12月24日現在）	
	取引関係等	営業取引	預金・借入・外国為替取引等 割当先からの建設工事の受注	
		営業取引以外の取引	該当事項なし	
		人的関係	同社出身者の3名が取締役に就任しております。	
当該株券の保有に関する事項		該当事項なし		

割当予定先の氏名又は名称		三菱信託銀行株式会社		
割当株数		第 種優先株式 1,800,000株		
払込金額		第 種優先株式 900,000,000円		
割当先に関する事項	住所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号		
	代表者の氏名	取締役社長 内海 暎郎		
	資本の額（平成15年3月28日現在）	324,279百万円		
	事業の内容	信託銀行業		
	大株主（平成15年3月31日現在）	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（100.0%）		
割当先と当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	- 株（-%）（平成15年12月24日現在）	
		割当先が保有している当社の株式の数	普通株式 1,910,900株（2.77%）（平成15年12月24日現在）	
	取引関係等	営業取引	預金・借入等 割当先からの建設工事の受注	
		営業取引以外の取引	該当事項なし	
		人的関係	同社出身者の1名が取締役、1名が監査役に就任しております。	
当該株券の保有に関する事項		該当事項なし		

以上